

告示

埼玉県告示第千四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年九月二十一日認可した。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

嵐山中部土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県比企郡嵐山町